

一般廃棄物収集運搬業 許可証

一般廃棄物処分業

横浜市資一指令第 11 号

平成30年 9月 1日

住 所 横浜市緑区長津田町3641番地 1
氏 名 株式会社 植照
代表取締役 石川 照二 様

横浜市長 林 文子



平成30年 7月23日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

- 許可番号 第 1307 号
- 事業の範囲
 - 業の種類
中間処理 (破碎)
 - 取扱廃棄物の種類
一般廃棄物 (木くず) 以上 1 種類
(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)
- 許可期限
平成32年 8月31日
- 許可の条件
 - 処分に伴う一般廃棄物の保管量は、
処理前廃棄物：201m³、処理後廃棄物：72m³ 以内 とする。
 - 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
 - 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。
- 処理施設等の所在地
横浜市緑区長津田町3641番地 1
- 処理施設の種類及び処理能力
破碎施設 (169.5t/日)
- 許可年月日

新規許可年月日	平成20年 9月 1日
許可更新年月日	平成30年 9月 1日
変更許可年月日	平成 年 月 日
再交付年月日	平成 年 月 日